No	項目	質問	回答
1	対象	対象者は誰ですか。	申請者（保護者）及び対象児童が八王子市に住民登録を有していることが必要です。
2	対象	保育園や幼稚園に入園していても対象となりますか。	対象となります。
3	対象	育児休業中や在宅勤務中でも対象になりますか。	保護者の就労状況に関わらず対象になります。
4	対象	市外在住ですが、八王子市の実家に里帰りする場合、対象になりますか。	申請者（保護者）及び対象児童の住民登録が八王子市にあることが条件ですので、対象となりません。
5	対象	市外で利用した場合も対象になりますか。	東京都の認定事業者による保育であれば対象となります。ただし、交通費等の補助対象外経費は補助対象となりません。
6	対象	自宅以外の場所で保育を依頼した場合、対象となりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。なお、その際の交通費等オプションは対象外です。
7	対象	八王子市外に転出した場合、いつまで対象ですか。	八王子市に住民登録がある時の利用分のみ対象です。他の区市町村へ転入届を提出した際の異動日の前日（届出日ではありません）までの利用分となります。
8	対象	病児・病後児保育の場合でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
9	対象	子どもが感染症などの病気の場合の保育でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
10	対象	所得制限はありますか。	ありません。
11	対象	対象児童2人の保育をベビーシッター1人に依頼できますか。	できません。 原則として、対象児童の人数と同数のベビーシッターが必要です。 ただし、満1歳以上の兄弟姉妹2名までについては、次のすべての要件を満たす場合に限り、ベビーシッター1人による保育も補助対象となります。 ・保護者とベビーシッターが一緒に保育を行うこと ・保護者が契約において書面で同意していること ・ベビーシッター事業者が実施に同意していること ・ベビーシッターが保育士又は看護師であること ・保育を行う場所が児童の自宅であること なお、保護者が家事を行っているときや在宅勤務時間中などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育に当たりません。
12	対象	障がい児の定義として、要件はありますか。	障がい児の認定は身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や、療育等への通所受給者証などにより行います。
13	対象	ひとり親家庭の定義として、要件はありますか。	ひとり親家庭の定義は、下記のとおりです。「母子家庭の母」「父子家庭の父」「配偶者のない女子（男子）で現に児童を扶養しているもの」 ※配偶者のない女子（男子）の定義 ・配偶者と死別し、現に婚姻をしていない女子（男子） ・離婚し、現に婚姻をしていない女子（男子） ・配偶者の生死が明らかでない女子（男子） ・配偶者から遺棄されている女子（男子） ・配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子（男子） ・配偶者が精神又は身体の障害により、長期間労働能力を失っている女子（男子） ・配偶者が長期間拘禁されているため、その扶養を受けられない女子（男子） ・婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者 ※児童の定義 20歳に満たない者
14	対象	ひとり親家庭において、例えば9月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間数は、婚姻した日である9月15日から144時間となりますか。	婚姻の日が属する月の末日（9月30日）まで、ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業の年間の上限時間数は、288時間とします。10月1日から、年間の上限時間数は、144時間となります。
15	対象	ひとり親家庭において、例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった。その際の合計利用時間は、200時間でした。144時間を超えた56時間分を返還する必要がありますか。	返還は求めません。また、婚姻の日が属する月の末日（11月30日）まで、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の年間の上限時間数は、288時間とします。12月1日から年間の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度の利用はできません。
16	対象	ひとり親家庭について、例えば11月22日にひとり親家庭になり、その時点での合計利用時間は144時間であった。11月22日から144時間を超える利用はできますか。	月の途中でひとり親家庭となった場合、申請のあった翌月から対象となるため、12月1日から上限時間が288時間となり、11月22日から144時間を超える利用はできません。
17	補助上限時間	翌年度に繰り越すことはできますか。	年度あたりの補助上限時間を定めているため、繰り越しはできません。
18	補助上限時間	年度の途中から八王子市に転入した場合、上限時間は何時間ですか。	転入前の自治体で同制度を利用していた場合は、年度あたりの補助上限時間から利用分を引いた時間となりますので、申し出てください。利用がない場合は、年度途中でも、年度あたりの補助上限時間となります。
19	利用内容	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。保護者が契約において同意していること、保護者が常に保育に関わっていることが必要です。なお、保護者が・家事を行っているとき・在宅勤務時間中などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育には当たりません。
20	利用案内	共同保育の場合、利用料金はどのように申請すればよいですか。	共同保育の場合は、領収書及び利用明細書の記載内容に応じて、次のとおり児童ごとに申請してください。 ①領収書や利用明細書に各児童の名前の記載があり、児童ごとの保育料が明確な場合、児童ごとの保育料により申請してください。 ②児童ごとの保育料の内訳が不明で、利用料金の合計額のみ記載されている場合 利用料金の合計額を保育を受けた児童数で按分した額により、児童ごとに申請してください。なお、補助対象児童と補助対象外児童が共同保育を受けた場合も同様です。 ③クーポン、福利厚生サービス等による割引がある場合 割引後の実際に支払った額を基に申請してください。 ④利用時間 利用時間については、保育を受けた児童ごとに、それぞれの利用時間として記載してください。
21	利用事業者	市がベビーシッターの事業者を紹介してくれるのですか。	市で紹介はしません。利用料金、会費の有無、予約の取りやすさ等は事業者により異なるため、各社のホームページをご確認いただき、直接お問い合わせの上、東京都のベビーシッター認定事業者の中からご自身でお選びください。
22	利用事業者	東京都のベビーシッター認定事業者を利用すれば必ず補助対象になりますか。	認定事業者であっても、要件証明書が発行可能なベビーシッターでないと対象になりません。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用するため、要件証明書が発行可能なベビーシッターを依頼したい」ことを事業者にお伝えください。
23	利用事業者	補助対象となるベビーシッターはどのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。 どのような要件を満たしているかはベビーシッターにより異なるため、ご利用前に東京都のベビーシッター認定事業者へ直接お問い合わせください。
24	補助対象料金	補助対象の料金は、具体的にどのようなものですか。	利用したベビーシッター認定事業者に支払った金額のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料や一般的な保育サービスに付随する加算料金）が対象で、具体的には以下のとおりです。 ・月会費（利用あり） ※領収書や明細で月会費と保育料の内容が確認できることが条件 ・土日祝・夜間料金 ・短時間割り増し ・年齢オプション ・送迎オプション ※送迎の直前又は直後に対象児童の保育を行う場合に限る。 ・季節オプション（年末年始等） ・沐浴

No	項目	質問	回答
25	補助対象料金	補助対象外の料金は、具体的にどのようなものですか。	次の費用は補助対象外です。 ・遠方料金 ※交通費・出張費に該当し対象外 ・当日/前日予約 ・送迎のみ ・キャンセル料 ・月会費（利用なし） ・入会金 ・教育関連オプション ・保険料 ・家事支援 ・産後ケア ・事前面談料 ・指名料 ・システム利用料など
26	補助対象料金	保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象とはなりません。 ただし、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
27	補助対象料金	利用したベビーシッター事業者の月会費に利用料金が含まれている場合、申請できますか。	月会費に利用料金が含まれている場合、実際に保育サービスを利用した月については月会費も補助の対象となります。領収書（利用月の月会費を含むもの及び利用月の保育料を含むもの）と明細書等（利用月の明細を含むもの）をご提出ください。利用が無い月については補助対象となりません。
28	補助額	補助額はどのように算出されますか。	月ごとの補助対象時間に利用単価（17時～22時は1時間あたり2,500円、22時～翌7時は1時間あたり3,500円）を乗じて算出した補助上限額と、実際に支払った補助対象料金の額を比較し、いずれか少ない額を補助します。
29	補助額	利用時間1時間未満の端数はどのようになりますか。	申請毎に、1か月単位で日中区分及び夜間区分ごとに利用時間を合計し、それぞれの区分について1時間未満の端数を切り捨てます。 なお、日中区分および夜間区分の端数時間の合計が1時間以上となる場合は、夜間区分の端数が30分以上であれば夜間区分に、30分未満であれば日中区分に1時間を加算して計算します。
30	補助額	同じ月に日中区分と夜間区分で利用した場合、補助対象時間はどのようになりますか。	日中区分（17時から22時まで）と夜間区分（22時から翌7時まで）ごとに利用時間を合計し、それぞれの区分について1時間未満の端数を切り捨てます。 また、日中区分と夜間区分それぞれに生じた1時間未満の端数の合計が1時間以上となる場合は、夜間区分の端数が30分以上であれば夜間区分に、30分未満であれば日中区分に1時間を加算します。 【例】 日中区分の月の合計時間　2時間30分 夜間区分の月の合計時間　1時間40分 日中区分の端数30分と夜間区分の端数40分の合計は70分となり1時間以上です。また、夜間区分の端数が30分以上のため、夜間区分に1時間を加算します。 この場合の補助対象時間は、 ・日中区分　2時間 ・夜間区分　2時間 となり、4時間となります。
31	補助額	上記の場合、補助上限額はいくらですか。	月の補助上限額は 日中利用 @2,500×2時間＝5,000円 夜間利用 @3,500×2時間＝7,000円 合計12,000円
32	補助額	クーポンやポイント利用、会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合の補助額はどうなりますか。	補助対象料金からクーポンやポイント利用分、福利厚生等による割引額を差し引いた実際に支払った額と、月ごとの補助対象時間から算出した補助上限額を比較し、いずれか少ない額を補助します。 なお、申請時に割引額が補助対象外経費に充てられたことが分かる書類の提出がない場合は、割引額を補助対象料金から差し引いて算出します。
33	申請手続き	本事業に申請する場合、市への事前登録は必要ですか。	はい、事前登録が必要です。 本事業を利用する前に、八王子市への利用者登録を行ってください。 利用者登録後、東京都の認定事業者と契約し、ベビーシッターの利用及び支払いを行った後に補助金の申請をしてください。
34	申請手続き	子どもが複数いる場合、「申請書」「利用内訳表」は複数人分をまとめて申請できますか。	できません。児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの申請をお願いします。
35	申請手続き	郵送申請の場合、添付した書類は返却してもらえますか。	申請時に提出した書類は返却できません。
36	申請手続き	郵送申請で切手代が不足していたことに気付きました。どうすれば良いですか。	切手の貼り忘れ、不足分は、受理せずに返送いたしますので再度ご提出ください。また普通郵便の場合、書類送付後の追跡ができません。申請書類の紛失が心配な方はレターパック等での送付をしてください。
37	申請手続き	利用月が複数ある場合、「補助金交付申請書兼請求書」「利用内訳表」は月ごとに作成する必要がありますか。	「補助金交付申請書兼請求書」は複数月分をまとめて申請できます。 なお、「利用内訳表」は利用月ごとに作成してください。
38	申請手続き	「補助金交付申請書兼請求書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名が異なることは問題ないですか。	「補助金交付申請書兼請求書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名はすべて同じ方である必要があります。
39	申請手続き	申請期限はいつですか。	令和8年度利用分（令和8年9月1日から令和9年3月31日までの利用分）の申請期限は次のとおりです。 第1回申請期限：令和9年1月15日（必着） 第2回申請期限：令和9年4月15日（必着） 令和8年9月1日から令和8年12月31日までの利用分は、第1回又は第2回申請期限まで申請できます。 令和9年1月1日から令和9年3月31日までの利用分は、第2回申請期限まで申請してください。 なお、最終申請期限は令和9年4月15日（必着）です。
40	申請手続き	最終申請締切日を過ぎてしまった場合、どうすれば良いですか。	令和8年度利用分（令和8年9月1日から令和9年3月31日までの利用分）は、最終申請締切日である令和9年4月15日（必着）までに申請がない場合、補助金を交付できません。
41	申請手続き	前回申請時と同じ内容でベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	「ベビーシッター要件証明書」は、前回申請時に提出済みの場合でも、申請ごとに提出してください。
42	申請手続き	「ベビーシッター要件証明書」は、利用したベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の「ベビーシッター要件証明書」が必要です。
43	申請手続き	1回の申請で同じベビーシッターを利用した場合「ベビーシッター要件証明書」は何枚必要ですか。	同じベビーシッターであれば、児童が複数いる場合でも1枚提出してください。
44	申請手続き	補助対象時間以外の時間も利用した場合、「利用内訳表」はどのように記載すればよいですか。	利用内訳表には、補助対象時間（午後5時から翌午前7時まで）の利用時間、保育料及びクーポン等割引額を記載してください。 補助対象時間と対象外時間をまたいで利用した場合は、保育料及びクーポン等割引額を利用時間に応じて按分して記載してください。 例：16時から18時まで利用し、保育料4,000円、割引額200円の場合は、17時から18時までの利用分として保育料2,000円、割引額100円を記載してください。
45	申請手続き	本人確認書類について申請ごとに提出が必要ですか。	同一年度内に既に本人確認書類を提出している場合は、再提出不要です。 ただし、新たな年度の最初の申請時には改めて提出してください。
46	その他	交付された補助金は所得税等の課税対象となりますか。	非課税となります。